

《ホームページ用》

福祉施設等との随意契約の公表について(平成30年度「なは市議会だより」配布委託業務)

地方自治法施行令の規定により、身体障害者福祉法等に規定される更生施設等において製作された物品を買入れし、又は当該施設等若しくはシルバー人材センター等から役務の提供を受ける手続について、那覇市契約規則第21条第1号の規定により次のとおり公表します。

1. 契約を締結する前	
契約内容	平成30年度「なは市議会だより」配布委託業務
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は、見積書を徴し、最も価格の低いものと契約を締結する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 2 本市内に拠点を有し、本市が指定した印刷業者から「なは市議会だより」を受領した日から起算して5日以内に、約14万部の大量配布を年間4回、確実に遂行できる者
申請方法	見積書提出(期限:平成30年4月18日(水))
契約担当課	詳細は、議会事務局 調査法制課までお問合せ下さい。 電話:862-8194
2. 契約を締結した後	
契約締結日	
契約相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約理由	